

平成 28 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 28-2-3)

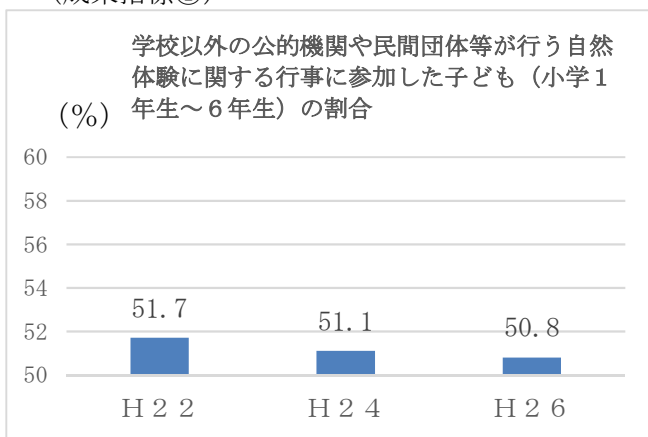
施策名	青少年の健全育成
施策の概要	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

達成目標 1	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、地域における体験活動の機会を増加させる。							
達成目標 1 の設定根拠	子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	22 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	32 年度	
① 学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学 1 年生～6 年生）の割合。 分母：調査対象となった小学生数 分子：該当する小学生数 * 全国から小学生を抽出、保護者を対象に調査。	51.7%	51.1%	－ ※隔年実施	50.8%	－ ※隔年実施	調査中	61.7% 以上	B
	年度ごとの目標値	53.7%	－	55.7%	－	57.7%	/	
	目標値の設定根拠	学校が行う体験活動の機会は確保されているため、学校以外の公的機関や民間団体等体験活動への参加が今後一層重要となる。現在、減少傾向であるため、現状に歯止めをかける。また、体験活動の裾野を広げるため、10 年間で 10%（1 年間で 1%）の増加を目指す。						
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	28 年度	
① 青少年の体験活動等の評価・顕彰制度の修了者数の増加	12 人	18 人	71 人	149 人	366 人	388 人	400 人	A
	年度ごとの目標値	－	－	－	－	400 人	/	
	目標値の設定根拠	若者が体験活動にチャレンジしやすい仕組みを構築するため体験活動を行うことが社会から評価されることが必要である。平成 24 年度に新規で実施した事業が定着しつつあることから、平成 28 年度からは参加対象を拡大することや、前年度実績を踏まえ目標を設定した。						
参考指標	基準値	実績値					/	

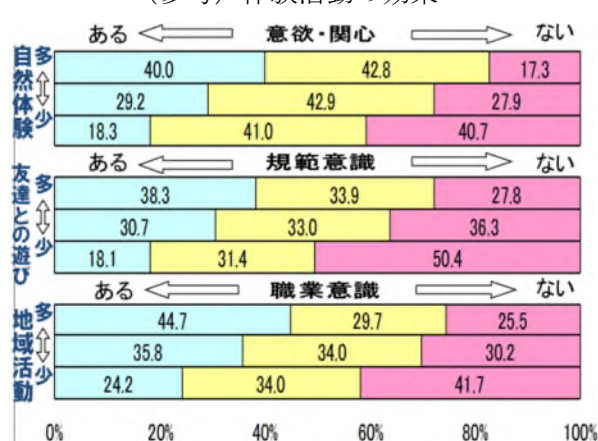
	一年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①「子どもゆめ基金」事業への応募 (採択件数)	—	4,665 件 (3,433 件)	4,646 件 (3,517 件)	5,135 件 (4,595 件)	5,749 件 (5,253 件)	6,830 件 (5,149 件)

施策・指標に関するグラフ・図等

(成果指標①)



(参考) 体験活動の効果



①の出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」

②の出典：文部科学省調べ

③の出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成28年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成29年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
体験活動推進プロジェクト等の 事業 (平成23年度)	51 (38)	37.1	0071
国立青少年教育施設の在り方検 討経費 (平成23年度)	6.4 (3.6)	0	0070
独立行政法人国立青少年教育振 興機構 運営費交付金に必要な経費 (平成18年度)	9,029 (9,029)	8,940	0076
独立行政法人国立青少年教育振 興機構 施設整備に必要な経費 (平成18年度)	185 (681)	22	0077

達成手段
(独立行政法人の事業)

名称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
—	—	—	—
平成 28 年度事前分 析表からの変更点	—		
行政事業レビュー との連携状況	—		

達成目標 2	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識を高める必要があるため、グローバル人材の育成につながるきっかけづくりの充実に努める							
達成目標 2 の 設定根拠	国際化が進展する中、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月）において、若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	30 年度	
①「青少年の国際 交流の推進」事業 に参加し交流を行 った日本の青少年 等の外向き志向の 平均値の増加率 分母：当該事業前 の「外向き志 向」に関する評 価の平均値 分子：（当該事業 後の「外向き志 向」に関する評 価の平均値）－ （当該事業前の 「外向き志向」 に関する評価の 平均値）	10.6%	10.6%	10.1%	8.9%	11.1%	10%	10%	A
	年度ご との目 標値	10%	10%	10%	10%	10%		
	目標値 の設定 根拠	国際化が進展する中、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要であり、事業に参加する前と参加した後で、外向き志向の青少年にどのような効果があるのかを確認する。 ※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。						
②「青少年の国際 交流の推進」事業 に参加し交流を行 った日本の青少年 等の外向き志向の 率 分母：当該事業に	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	30 年度	
	82.8%	82.8%	81.3%	81.7%	60.3%	95.4%	85%	A
年度ご との目 標値	80%	80%	80%	80%	80%			

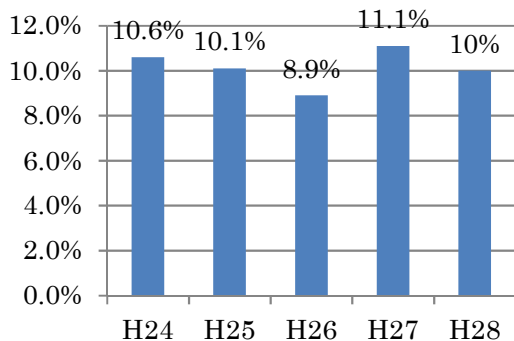
参加した者の内、事業後、「外向き志向」に関する質問に回答した人数 分子：当該事業に参加した者の内、事業後「外向き志向」に関する質問に「外向き志向」と回答をした人数	目標値の設定根拠	国際化が進展する中、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要であるため、外向き志向の子供が事業参加後、全体の8割以上いることを目指す。 ※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。
--	----------	--

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
①「青少年の国際交流の推進」事業数	8	15	15	14	15	17	17	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	17		
	目標値の設定根拠	国際化に対応するため、青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業が必要であるため前年度同を維持しつつ、平成28年度から新規事業も開始することを踏まえ、目標値を設定した。						

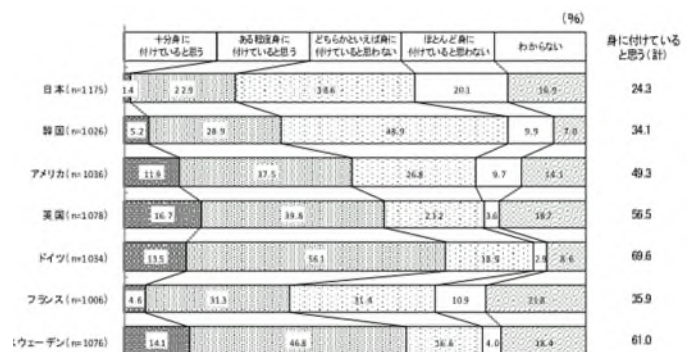
参考指標	基準値	実績値					
	日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国
①「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合（平成25年度）	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%

施策・指標に関するグラフ・図等

(成果指標①)
事業に参加し交流を行った日本の青少年の外向き志向（4段階評価平均値）の増加率



(参考指標①)
「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合（H25）



成果指標①, ②の出典：文部科学省委託事業における参加者アンケートから作成 活動指標①の出典：文部科学省調べ 参考指標①の出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」 （平成 25 年度）			
達成手段 （事業）			
名 称 （開始年度）	平成 28 年度予算額 （執行額） 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
青少年の国際交流の推進 （平成 14 年度）	134 (121)	95	0069
平成 28 年度事前 分析表からの変更 点	成果指標②の平成 30 年度の目標値について、行政事業レビューシートの目標値にあわせて、80%から 85%に変更。		
行政事業レビュー との連携状況	—		

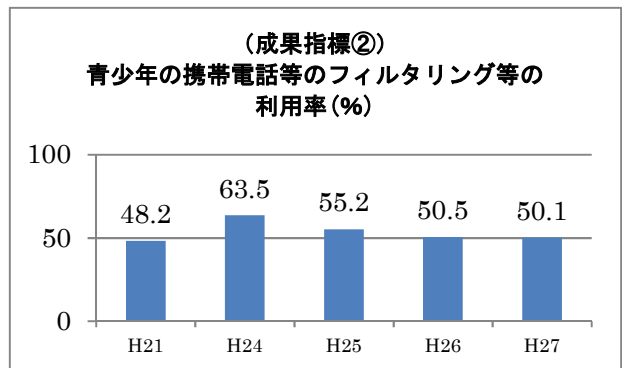
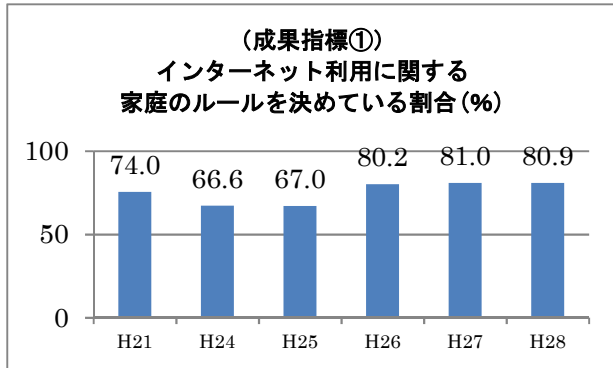
達成目標 3	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環対策を推進する。							
達成目標 3 の 設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)に基づく基本計画（※）の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（子ども・若者育成支援推進本部決定）							
成果指標 （アウトカム）	基準値	実績値					目標値	判定
	21 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	28 年度	
①インターネット 利用に関する家庭 のルールを決めて いる割合 分母：青少年が	74.0%	66.6%	67.0%	80.2%	81.0%	80.9%	対前年 度比増	A
	年度ご との目 標値	-	-	-	-	-	/	

<p>「携帯電話・スマートフォンを利用している（もっている）」と回答した保護者数 分子：「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数</p>	<p>目標値の設定根拠</p>	<p>青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号) と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、既に多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭（場合により児童生徒間など）でのルール（利用時間や閲覧サイトの制限など）を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（子ども・若者育成支援推進本部決定）</p>						
<p>②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率 分母：青少年が「携帯電話・スマートフォンを利用している（持っている）」と回答した保護者数 分子：青少年が「フィルタリングを利用している」等と回答した保護者数</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>					<p>目標値</p>	<p>判定</p>
	<p>21 年度</p>	<p>24 年度</p>	<p>25 年度</p>	<p>26 年度</p>	<p>27 年度</p>	<p>28 年度</p>	<p>28 年度</p>	
	<p>48.2%</p>	<p>63.5%</p>	<p>55.2%</p>	<p>50.5%</p>	<p>50.1%</p>	<p>-</p>	<p>対前年度比増</p>	
	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>A</p>	
	<p>目標値の設定根拠</p>	<p>青少年が適切に携帯電話等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号) と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について（警察庁）」において、コミュニティサイトで犯罪被害に巻き込まれた児童の 9 割以上がフィルタリング未設定であるとされ、フィルタリングの重要性・必要性は明らかである。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング設定率は減少傾向にあり、この減少傾向に歯止めを掛け、さらに、平成 27 年に改訂された基本計画（第 3 次）においても、フィルタリングの普及について明記されているため、前年度よりも増加を目指す。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。 ※平成 28 年度から調査方法等を変更したため算出できない。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（子ども・若者育成支援推進本部決定）</p>						
<p>活動指標 (アウトプット)</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>					<p>目標値</p>	<p>判定</p>
<p>①青少年の有害環境対策における普及啓発事業の累計実施数（か所）数</p>	<p>21 年度</p>	<p>24 年度</p>	<p>25 年度</p>	<p>26 年度</p>	<p>27 年度</p>	<p>28 年度</p>	<p>28 年度</p>	
	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>25 か所</p>	<p>35 か所</p>	<p>37 か所</p>	<p>41 か所</p>	<p>45 か所</p>	<p>46 か所</p>	<p>47 か所</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>47 か所</p>	<p>47 か所</p>	<p>47 か所</p>	<p>47 か所</p>	<p>47 か所</p>	<p>47 か所</p>	<p>A</p>	

目標値
の設定
根拠

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号) と基本計画等で定められているように、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用等を保護者に対して普及啓発する必要があるため、全都道府県で実施することを目標とする。
※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)

施策・指標に関するグラフ・図等



成果指標①, ②の出典: 内閣府「平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

活動指標①の出典: 文部科学省調べ

【青少年を取り巻く有害環境対策】

インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を保護者等に対して普及啓発を行う「ネットモラルキャラバン隊」や、地域における有害環境へ対応する体制の構築を推進するための「ネット対策地域支援」などを実施。

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
青少年を取り巻く有害環境対策 の推進 (平成 16 年度)	67 (53)	50	0075
平成 28 年度事前 分析表からの変更 点	-		
行政事業レビュー との連携状況	-		

達成目標 4

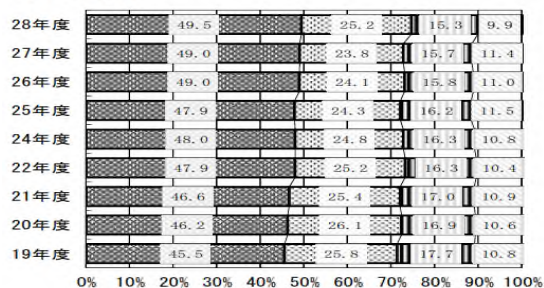
子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供の自主的な読書活動を推進する。

達成目標 4 の 設定根拠	子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進することが極めて重要である。そのため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月閣議決定）に基づき、子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
①全国学力・学習状況調査における「読書は好きですか」の問に対する肯定的な回答の割合 分母：調査に回答した小学6年生、中学3年生数 分子：肯定的な回答をした小学6年生、中学3年生数	小学校 72.8%	小学校 72.8%	小学校 72.2%	小学校 73.1%	小学校 72.8%	小学校 74.7%	対前年度比増	A
	中学校 69.8%	中学校 69.8%	中学校 70.2%	中学校 69.5%	中学校 68.0%	中学校 70.0%		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
目標値の設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月閣議決定）の基本方針において、子供達が読書意欲を高め、自主的な読書習慣を身に付ける必要性について明記されている。							
②子供の不読率（1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合）の減少 分母：調査対象校に在学する小・中・高校生数 分子：該当する小・中・高校生数 *全国から小・中・高校生を抽出して調査	基準値	実績値					目標値	判定
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	小学生 4.5%	小学生 4.5%	小学生 5.3%	小学生 3.8%	小学生 4.8%	小学生 4.0%	小学生 3.0%以下	B
	中学生 16.4%	中学生 16.4%	中学生 16.9%	中学生 15.0%	中学生 13.4%	中学生 15.4%	中学生 12.0%以下	
	高校生 53.2%	高校生 53.2%	高校生 45.0%	高校生 48.7%	高校生 51.9%	高校生 57.1%	高校生 40.0%以下	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
目標値の設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月閣議決定）において、不読率を平成29年度までに小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下にすることが明記されている。							
③市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況	基準値	実績値					目標値	判定
	19年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	全体	全体						A

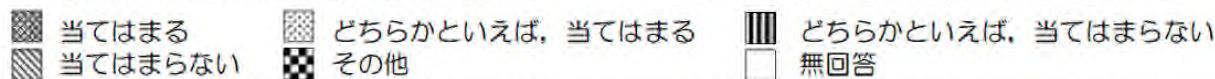
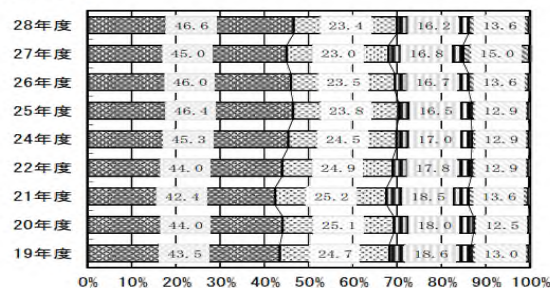
分母：全国の市・町村数 分子：計画策定済の市・町村数	59.8%	59.8%						
	市 76.4%	市 76.4%	市 79.8%	市 84.6%	市 86.6%	市 88.6%	市 100%	
	町村 45.3%	町村 45.3%	町村 50.5%	町村 55.4%	町村 59.7%	町村 63.8%	町村 70%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
目標値の設定根拠	全国の各地方公共団体が、着実に子供の自主的な読書活動を支援することが必要であり、「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月閣議決定）において計画策定率を平成29年までに市100%、町村70%以上にすることが明記されている。							
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	判定
	25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
①「読書コミュニティ拠点形成支援」における子供と本をつなぐネットワークフォーラムの実施数	6	—	6	10	5	5	6	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	6		
	目標値の設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月閣議決定）において、「国及び地方公共団体は、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。」と明記されている。						
参考指標	基準値	実績値						
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
①全校一斉読書活動の実施状況 分母：調査を実施した当時の学校数 分子：全校一斉読書活動を実施している学校数		小学校 96.4%		小学校 96.8%		小学校 97.1%		
	—	中学校 88.2%	—	中学校 88.5%	—	中学校 88.5%		
		高等学校 40.8%		高等学校 42.9%		高等学校 42.7%		
施策・指標に関するグラフ・図等								

(成果指標①) 読書は好きですか。

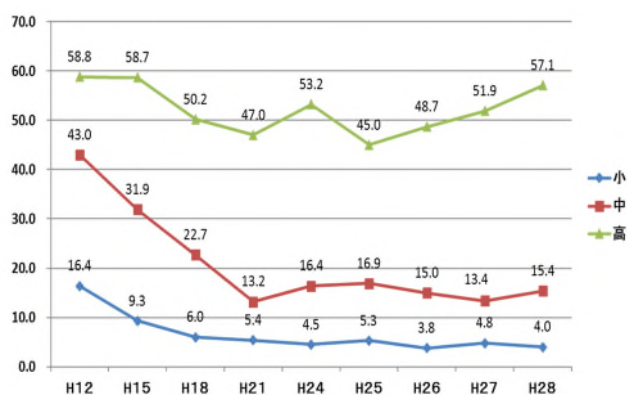
【小学校】



【中学校】



(成果指標②) 子供の不読率の推移 (%)



成果指標①の出典：文部科学省調べ「全国学力・学習状況調査」

成果指標②の出典：(公社) 全国学校図書館協議会、毎日新聞社「学校読書調査」

成果指標③、活動指標①の出典：文部科学省調べ

参考指標①の出典：文部科学省調べ「学校図書館の現況に関する調査」

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成 28 年度 予算額 (執行額) 【百万円】	平成 29 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
子どもの読書活動の推進事業 (平成 23 年度)	40 (34.1)	28	0074
平成 28 年度事前分 析表からの変更点	-		
行政事業レビュー との連携状況	-		

施策に関する評価結果

目標達成度合いの測定結果	目標超過達成／目標達成／ <u>相当程度進展あり</u> ／進展が大きくない／目標に向かっていない		
		項目	説明・根拠
総括的な分析	必要性	<p>広く国民にニーズがあるか。 国民の利益に資する施策か。</p>	<p>(達成目標 1) 「今後の青少年の体験活動の推進について」(平成 25 年 1 月 21 日)(中央教育審議会答申)にもあるとおり、未来の社会を担う青少年に、人間的な成長に不可欠な体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。 なお、「教育振興基本計画」等においても、国は青少年の体験活動を推進していくこととされており、全国的な普及啓発をはじめ、国が中心となって地方自治体や民間団体・企業等との連携を図りながら実施すべき事業である。 また、答申に示された今後の体験活動を効果的に推進する方策を具現化する事業であり、政策優先度が高い。</p>
		<p>国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。</p>	<p>(達成目標 2) グローバル化が進展する中、国際的に活躍出来る人材の育成が求められており、国際的な視野を養う意識を高めるために青少年へ国際交流の機会を提供することは、社会のニーズを十分に反映している。 教育振興基本計画において、グローバル人材の育成は国の重要な課題と位置づけられており、国が中心となって、地方自治体や民間団体等と適切に連携を図りながら施策を進めることが重要である。 首脳間による青少年交流に関する合意等に基づいており、政策優先度は高い。</p>
		<p>明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。</p>	<p>(達成目標 3) インターネット接続機器の多様化・普及に伴い、ネットを介した事件やトラブル等が増加している現状を踏まえ、保護者や青少年に対し啓発活動を実施しており、ニーズを的確に反映している。 また、青少年インターネット環境整備法において、「国は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整えるための施策を策定し、実施する責務を有する」ことが明記されており、本施策は国が実施する必要があるとともに、政策目標</p>

			<p>の達成手段として位置づけられる。</p> <p>(達成目標4) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)には、「子どもの読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠である」と明記され、子供の読書推進は欠くことのできないものであり、本施策ではその整備を図るとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。</p> <p>なお、子どもの読書活動の推進に関する法律では、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有すると明記され、国が率先して行う必要がある。</p>
効率性	<p>施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。</p>		<p>(達成目標1) 施策の実施にあたり、その内容等について精査をして進めており、目的に即して必要なものとなっている。</p>
	<p>他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。</p>		<p>また、地方自治体、民間団体等と連携し、ネットワークを形成しながら事業運営を行っており、他の施策との重複はない。</p> <p>(達成目標2) 施策の目的に即した内容であることを十分に精査し、必要なものに限定して実施している。</p> <p>また、施策において、青少年教育施設や自治体・青少年団体・大学・企業等と必要な連携が行われている。</p>
	<p>他の施策との重複はないか。</p>		<p>(達成目標3) 施策を実施する際には、その内容等について十分に精査した上で進めており、目的に即し真に必要なものに限定されている。また他省庁やPTA、地方自治体等との連携は図った上で実施しており、他の施策との重複もない。</p> <p>(達成目標4) 施策の実施にあたり、内容について十分に精査をして進めているため、目的に即し真に必要なものに限定して実施している。</p>

			<p>また、地方自治体との連携をした施策を行っており、他の施策との重複もない。</p>
	有効性	<p>施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。</p>	<p>(達成目標 1) 体験活動を行う青少年だけでなく、地方自治体、青少年団体、企業等にも普及啓発を行うことで、効果的に実施することができている。</p>
<p>施策実績は目標に見合ったものか。</p>		<p>施策実績については、学校以外での自然体験への参加が横ばい傾向にある。今後は、地域や身近でできる体験活動の推進など、より多くの体験活動の機会や場の提供を行い、体験活動の普及について推進していく必要がある。</p>	
<p>活動指標の実績が成果指標の実績に影響を与えているか。</p>		<p>(達成目標 2) 国際交流を行った日本人青少年等の外向き志向増加率、外向き志向の割合ともに、目標値を上回っており、十分な成果実績を達成していると考えられる。 成果指標は参加者の外向き志向増加率及び外向き志向の割合であることから、活動指標である事業数実績の増加は成果実績に直接的に影響を与えないものの、より多くの事業で成果目標を達成できたことは、有効な施策が行えているものと判断できる。</p> <p>(達成目標 3) インターネット接続機器等を取り扱う青少年の他、その保護者・教員等に直接啓発しており、効果的である。またインターネット利用におけるルールを決めている家庭の割合が高い水準を保っているのは、ほぼ全ての都道府県において施策を実施し普及啓発を推進したことが影響を与えていると考えられる。</p> <p>(達成目標 4) 施策実績については、概ね見合ったものとなっている。しかし、不読率の減少については、特に高校生の不読率に関して十分な成果を達成できていない。今後は、高校生の不読解消に向けた取組について地方自治体等と検討し、高校生の読書活動の推進について広く発信していく必要がある。また、実施については、地方自治体とも連</p>	

		携をし、学校・図書館関係者だけでなく、地域で活躍するボランティア等も対象とすることで、効果的に実施をすることができている。
施策に係る問題点・今後の課題	次期目標・今後の施策等への反映の方向性	具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)
<p>(達成目標 1)</p> <p>学校が行う体験活動の機会は確保されているが、学校以外で実施する体験活動への参加の機会が横ばい傾向となっているため、社会総ぐるみで体験活動の機会を意図的計画的に創出していく必要がある。</p>	<p>(達成目標 1)</p> <p>学校以外で行う体験活動の場と機会を充実するために、地方自治体、地域、学校、家庭、民間団体、企業が連携し、地域における青少年が多様な体験活動を経験できる環境整備を推進する。</p> <p>また、今後、モデル事業としてのフォローアップ・普及啓発の方法について改善を図る。</p>	<p><新規要求・拡充事業(同額を含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動推進プロジェクト等の事業(拡充) <p>平成 30 年度概算要求額: 49 百万円 (平成 29 年度予算額: 37 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金(拡充) <p>平成 30 年度概算要求額: 9,280 百万円 (平成 29 年度予算額: 8,940 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金(拡充) <p>平成 30 年度概算要求額: 802 百万円 (平成 29 年度予算額: 22 百万円)</p>
<p>(達成目標 2)</p> <p>国際的な視野を養うため青少年へ国際交流の機会の提供を進めていくうえで、事業の成果を、事業参加者のみならず、より広く普及させていく必要がある。</p>	<p>(達成目標 2)</p> <p>事業参加者による事業後の成果報告を、平成 29 年度以降新たな指標とし、より広範囲な事業成果の普及を通じて、国際性の向上を図る。</p>	<p><縮小・廃止事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の国際交流の推進(縮小) <p>平成 30 年度概算要求額: 80 百万円 (平成 29 年度予算額: 95 百万円)</p>
<p>(達成目標 3)</p> <p>携帯電話等を利用する際のルールを家庭で決めている割合は高い水準となっているが、一方でインターネット接続機器の普及に伴い、フィルタリングサービスの利用率が 50%未満のため、青少年をはじめ保護者の方へ一層の普及啓発を行う必要がある。</p>	<p>(達成目標 3)</p> <p>予算規模や事業内容について、民間企業・外部有識者等から常に最新の情報・動向を入手するとともに、関係府省庁・団体等と更なる連携を図り、青少年及び保護者への効果的な普及啓発を推進する。</p> <p>特にフィルタリングサービスの利用率の低迷を受けて、第 193 回通常国会において「インターネット環境整備法」が改正され、スマートフォン等における一層のフィルタリングの利用促進を図ることとしている。本改正は一年以内に施行されることとなって</p>	<p><新規要求・拡充事業(同額を含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年を取り巻く有害環境対策の推進(同額) <p>平成 30 年度概算要求額: 50 百万円 (平成 29 年度予算額: 50 百万円)</p>

	おり、関係府省等と連携して、改正内容の周知と併せて改めてフィルタリングの必要性について啓発を行う。	
(達成目標 4) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、小中高校生の不読率の減少及び各市町村の「子どもの読書活動推進計画」の策定状況の増加を明記しているが、不読率は前年度と比較し中学生は横ばい、高校生は上昇傾向にあるため、地域、学校、家庭と連携をし、読書推進のための普及啓発を行う必要がある。	(達成目標 4) 第3次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の最終年度であるため、これまでのフォローアップを行う。また、有識者会議等を行い、今後の推進方法について検討すると共に第4次「子どもの読書活動推進計画」を作成する。	<新規要求・拡充事業(同額を含む)> ・子供の読書活動の推進(同額) 平成30年度概算要求額:28百万円(平成29年度予算額:28百万円)

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		27年度	28年度	29年度	30年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,505,892 ほか復興庁一括 計上分0	9,511,661 ほか復興庁一括 計上分0	9,170,284 ほか復興庁一括 計上分0	10,288,438 ほか復興庁一括 計上分0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分0	511,233 ほか復興庁一括 計上分0	0 ほか復興庁一括 計上分0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	1,073,293 ほか復興庁一括 計上分0	△15,265 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	10,579,185 ほか復興庁一括 計上分0	10,007,619 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
執行額 【千円】		10,516,967 ほか復興庁一括 計上分0	9,959,594 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

—

有識者会議での 指摘事項	—
-----------------	---

主管課（課長名）	生涯学習政策局 青少年教育課 （土肥 克己）
関係課（課長名）	—